

「野菜を食べようプロジェクト」ロゴマーク利用規程

(制定) 令和3年12月15日

(目的)

第1条 この規程は、「野菜を食べようプロジェクト」のロゴマークを利用する場合の取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程においてロゴマークとは、別紙のデザインとする。

(ロゴマークの利用に関する権利)

第3条 ロゴマークに関する一切の知的財産権（著作権法第27条及び第28条に定められる権利を含む。）は農林水産省に帰属する。

2 ロゴマークの作者は、農林水産省が本利用規程に基づき行う、利用・管理・処分等の行為について著作人格権を行使しないものとする。

3 ロゴマークの利用について、利用期限は設けない。

(利用目的)

第4条 ロゴマークは、野菜の消費拡大の取組を進めることを目的として利用するものとする。

(利用の範囲)

第5条 ロゴマークは、「野菜を食べようプロジェクト」に賛同している「野菜サポーター」に登録した者が利用できるものとする。

2 ロゴマークの利用目的又は利用方法が次の各号のいずれかに該当する場合は、ロゴマークを利用することができない。

一 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがある場合

二 農林水産省の信用を失墜し、又は品位を害すると認められる場合

三 第三者の利益を害すると認められる場合

四 特定の個人、団体、法人若しくは商品等を支援若しくは推薦し、又はこれらを行うおそれがあると認められる場合

五 野菜を含まない商品に添付又はこれらの包装等へ印刷して利用する場合

六 当該参加者等の商品及び技術等の品質を農林水産省が保証しているかのような誤解を招きやすい方法で利用する場合

七 特定の政治的、宗教的又は思想的主張を表現したものに関する利用と認められる場合

八 前条の利用目的に鑑みて不相当であると認められる場合

九 その他農林水産省が不相当であると認める場合

(利用基準)

第6条 前条の利用の範囲を満たす場合は、次の基準に基づき、広く広報物等にロゴマークを利用することができる。

- 一 必ず、画像中のマークと文字を一体として利用する。
- 二 縦横の比率を変えて拡大・縮小しない。
- 三 別の部品や模様、記号等を書き加えたり、取り除いたりしない。(マークが判別できる範囲で背景を重ねることは可)
- 四 色を変えない。

(利用料)

第7条 ロゴマークの利用料は、無料とする。

(ロゴマークの利用中止)

第8条 野菜サポーター設置規程第12条の規定により登録を抹消した者は、ロゴマークを利用してはならない。

2 第1項の規定により登録を抹消した者は、抹消した日からロゴマークを利用することはできない。

3 農林水産省は、前項の規定により利用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

(参加登録をせずにロゴマークを利用した場合の差止め等)

第9条 農林水産省は本規程に基づき、「野菜サポーター」に登録せずにロゴマークを利用した者について、直ちにその利用の停止を請求する。

(非保証・免責事項)

第10条 農林水産省は、本規程によりロゴマークを利用した利用対象物等についてその品質等の保証責任を負わない。

2 本制度は、利用者のロゴマークの利用内容について、農林水産省が正確性、適法性を保証するものではなく、利用者がロゴマークの利用を行うことが第三者の権利等を侵害しないこと又は法令等に抵触しないことについて何ら保証するものではない。

3 本制度は、利用者及び利用対象物について農林水産省が推奨を行うものではない。

(賠償責任等)

第11条 ロゴマークの著作権等に関する争議が生じた場合、農林水産省は一切責任を負わない。

2 農林水産省はロゴマークの利用に伴って利用者に生じた損失又は損害について一切の責任を負わない。

3 利用者は、ロゴマークの利用対象物等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、利用者の責

任をもって処理するものとし、農林水産省は、それに関する一切の責務を負わない。

4 利用者は、ロゴマークの利用において故意又は過失により農林水産省に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を農林水産省に賠償しなければならない。

5 農林水産省は前二項の規定に違反する利用者又はロゴマークの権利を侵害すると認められる者に対し、必要な措置を行うように命ずるとともに法的措置をとるものとする。

(所管)

第 12 条 ロゴマークの取扱いに係る事務は、農林水産省農産局園芸作物課が所管する。

(規程の改定)

第 13 条 本規程は、農林水産省により、事前の通知なく必要に応じて改定される場合がある。

2 本規程の改定により参画者等に不利益が生じたとしても、農林水産省は一切の責任を負わない。

(その他)

第 14 条 本規定に定めのない事項については、農林水産省が判断するものとする。